

秋田県告示第146号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の医療機関を救急病院に認定したので、同令第2条第1項の規定に基づき、告示する。

平成31年3月22日

秋田県知事 佐竹敬久

名 称	所 在 地	認定の有効期限
北秋田市民病院	北秋田市下杉字上清水沢16番29	平成34年3月31日